

令和 7 年度 救護施設りんくうみなと 事業報告

社会福祉法人みなと寮

I 総括

1. 当年度事業計画関係

生活保護法及び、当法人の理念と基本方針、当施設の令和 7 年度事業計画に沿い、地域での自立生活を目的とした循環型セーフティネット施設として機能するために、地域生活移行支援や就労支援に取り組みました。

2. 中長期計画

運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みました。

(別表参照)

II 事業報告

1. 令和 7 年度の事業目標の達成状況

(1) 利用者支援について

利用者の尊厳を守り自立を助長することを第一に安全・安心に配慮し、利用者の意向を尊重し個別支援計画に基づいて行いました。

個別支援計画の策定については制度化を踏まえ、実施機関とも支援の方向性についての情報を共有・連携を行いました。

(2) 地域生活移行支援

循環型のセーフティネット施設として利用者の個別状況を踏まえ、一般住宅の他、支援付き住宅やグループホームなどの資源も活用し、可能な限り地域移行を進めました。また、高齢利用者については一律に地域への移行を進めず、利用者の介護度等を総合的に判断し移行を促しています。

年間の居宅生活等への地域移行者については 16 名でした。

(3) 地域共生社会の実現

障害や、障がい者への困りごとへの理解を深め、地域での課題の発見と解決が担えるように取り組みました。

地域における公益的な取り組みの受付件数は合計 14 件でした。

(4) 職員の育成

施設内研修会を定期的に行うと共に、座学のみならず実際に経験・実践が出来るような研修を取り入れ資質向上に努めました。

福祉的視点から虐待やハラスメント対策などの人権擁護知識を始め高度な専門的技量を持つ職員育成を行っています。

2. 地域移行の推進

(1) 居宅生活訓練事業

昨年度から引き続き参加していた方含め、合計 5 名の方が訓練に参加し、2 名の方が地域移行、残りの 3 名も移行へ向け訓練、施設生活を継続されています。

金銭管理の見極め、調理実習の実施などを行い地域移行がスムーズに行えるよう支援を行いました。

(2) 保護施設通所事業

今年度、新たに通所・訪問事業を活用した利用者はいませんでした。昨年度より参加されていた利用者は、事業活用により安定した生活が送られている事から参加終了となり地域での生活を続けられています。

また、引き続き地域枠で 1 名の方が通所・訪問事業へ参加。年間 3 名の方が事業を活用されました。

通所事業では、施設内作業訓練への継続した参加と共に、居宅への訪問を行い生活状況の確認を行いました。また、手帳取得支援や就労支援作業所への引き継ぎを行い、地域移行後の居場所作りも行っています。

(3) 地域生活への移行

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させたうえで様々な機関との連携により地域移行を図りました。

今年度は 11 名の利用者と退所後も定期的に連絡を取り、生活状況の把握を行いました。また、必要に応じて関係機関に引き継ぐなど地域生活が継続出来るように取り組みました。

3. 個別支援

(1) 個別支援計画

利用者の意向を尊重し、可能な限り自立に向けた支援を行うために、利用者の希望・要望と置かれている状況を正しくアセスメント出来るように取り組みました。

また、毎月の振り返りを記録に残すことで、計画の達成状況を把握し、PDCAサイクルを意識して取り組みを行い、実施機関との共有を行いました。

4. 日常生活自立支援

(1) 日常的な支援

利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って過剰なサービスは控え、残存機能の低下とならないよう配慮を行い実施しました。

(2) 苦情解決

施設内に意見箱を設置、グループミーティング等での聞き取りも含め、利用者からの苦情や意見を円滑に取り入れられるようにしました。

苦情解決の方法としては担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置し、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービスが提供出来るように利用者懇談会や日々の会話で利用者との関係構築に努めました。

年間の苦情報告件数は8件でした。

(3) 業務の効率化

・支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図りました。

また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、再発を予防し今後の利用者の支援に活かしていきました。

・業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考え、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行いました。

5. 社会生活自立支援

(1) レクリエーション・クラブ活動

精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性

を考え、様々なレクリエーション活動を実施しました。

施設外活動

5月	お笑いなにわ祭り	28名
7月	林間学校	33名
11月	サーカス鑑賞	25名
11月	野外生活訓練	35名
11月	合同文化事業	7名
1月	初詣	15名

施設内活動

4月	観桜会(BBQ)	130名
8月	オセロ・将棋大会	12名
8月	花火鑑賞	68名
9月	敬老祝賀会	21名
9月	りんくう祭	132名
12月	クリスマス会	140名
1月	新年祝賀会	140名
1月	書き初め大会	15名
1月	新春競技会	141名
2月	豆まき	35名
3月	カラオケ大会	17名

※毎月実施

- 利用者懇談会
- 保健衛生懇談会
- 栄養懇談会
- 誕生者食事会

クラブ活動

図工クラブ	23回	362名
歌謡クラブ	45回	1,080名
園芸クラブ	37回	75名
書道クラブ	26回	227名
運動クラブ	48回	551名

※人数は延べ人数

(2) 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄な方へは、利用者や実施機関と連携をとり、必要に応じ調整を行いました。

6. 就労自立支援

(1) 施設内作業訓練

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓

練を段階的に自立へ向けた支援の一つとして実施しました。

※施設内作業参加状況

就労準備（簡易作業） 99 名

中間的就労（清掃・喫茶） 39 名

- ・人数は月平均参加人数
- ・就労準備と中間的就労の重複あり

（２）外部機関との連携

ハローワークへの引率や就労施策や制度を活用し効果的な労支援を行いました。また、施設近隣の事業所と連携を取り、利用者の就労先の開拓を行いました

（３）外部就労支援

施設外部への就労を行う、もしくは希望する利用者に対しては日課への柔軟な対応や昼食費補助等の経済的な支援を行い 5 名の利用者が外部就労に参加されました。

7. 危機管理

（１）業務継続計画

感染症や災害のBCP（事業継続計画）の更新を行い、様々な訓練に取り組みました。

（２）リスクマネジメント

KY活動によるリスク要因の収集を行い、事故分析などによる迅速な改善策の実行や再発防止策及び、業務マニュアルの見直しなど改善に努めました。

事故・ヒヤリハット報告件数 130 件

（３）災害対策

出火防止、災害防止のため毎月 1 回防災設備点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めました。

また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行い、毎月 1 回 防災訓練等を実施して火事・地震・夜間・津波等の様々な状況でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施しました。

（４）防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めました。

また、体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努め、想定外の自然災害や外部

侵入者についての対策も視野に入れ可能な限り利用者の安全を確保しました。

8. 健康維持管理

（１）食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意しました。

また、嗜好調査を年 4 回実施し常に利用者の意見を取り入れ、複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、リクエストメニューの献立への反映等で食への興味付け並びに楽しさを演出しました。

「大阪版食の安全安心認証制度」の取得を受け、引き続き安全で楽しく豊かな食事の提供に努めていきます。

- ・大阪版食の安全安心認証制度

初回認証年月日：令和 02 年 07 月 08 日

認証有効期限：令和 10 年 07 月 31 日

（２）保健・医療サービス

6 ヶ月毎に健康診断を実施して、疾病の早期発見に努め早期治療を図りました。また嘱託医による健康相談の実施を通じて、利用者の心身の健康管理の支援を行いました。また、毎月の保健衛生懇談会で利用者に対して感染症や体調面に関する情報提供による保健衛生教育も実施しました。

利用者の服薬面での支援ではそれぞれの利用者の状況に応じた段階的は自己管理へ向けた支援を行いました。

（３）感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延予防等

感染症対策委員会を定期的に開催。BCPの周知や感染対策の訓練などを行い、予防・まん延防止に努めました。

9. コンプライアンス

（１）個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底し

ました。

(2) 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるもので、幅広いものと捉え、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めました。また、虐待防止チェックリストの実施や虐待防止への研修に取り組みました。

(3) プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識向上に積極的に取り組みました。

(4) 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供しました。施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしました。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行い2名の方が後見制度を利用されています。

10. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報などの情報発信を行いました。

11. 地域における公益的な取り組み

(1) 総合福祉相談窓口

総合福祉相談窓口を設置することにより活性化を図り、生活困窮者や地域住民及びその家族からの困りごとや福祉に関する問い合わせや相談に対応しました。

今年度は14件の問い合わせがあり、シェルターや就労訓練の相談や、救護施設への入所方法が知りたい等の問い合わせがありました。相談者の状況に合わせ、制度の説明を行う等の対応を行いました

(2) 居住支援事業（一時生活支援事業）

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行いました。

今年度の受け入れ件数は2件でした。

(3) 体験入所

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図っています。

今年度は、体験入所の実績は1件でした。

(4) 認定就労訓練事業

自立相談支援機関と連携し、直ちに一般就労が困難な人に対し就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）をおこないました。

昨年度から引き続き1名の方が非雇用型として就労訓練に参加されました。

12. 施設機能の開放

(1) 実習生の受け入れ

介護体験の受け入れを調整していましたが、今年度は受け入れがありませんでした。

(2) ボランティアの受け入れ

日常的なボランティアとして眼鏡メンテナンスのボランティアを継続的に受け入れています。

その他、りんくう祭への学生ボランティアの募集を行いました。受け入れには至りませんでした。

(3) 退所者の生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行いました。

今年度は11名の地域移行利用者に対して、電話連絡等での生活状況の聞き取りや相談を継続して行いました。

(4) 地域との連携

泉南市社会福祉協議会の社会貢献委員会へ参画し、地域にある福祉ニーズの発見や災害時の連携体制構築に協力しています。

また、近隣こども園の園児を招待し農園へ招待し、田植や稲刈り等の農作業体験での食育指導にも関わりました。

(5) 学校教育への取り組み

生活保護法（公的扶助）の施設として、看護学校の授業の一環として、学生 41 名（教師 2 名）に対して講義や施設見学の受入を行いました。

13. 外部評価への取り組み

(1) 第三者評価及び自己点検

第三者評価の継続した受審を目指し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めています。

前回の受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しやサービスの維持・向上に努めました。

(2) 外部監査

会計監査人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保しています。

(3) 内部監査

今年度は内部監査の実施はありませんでした。

14. 職員に関すること

(1) 人材育成

対象者の社会福祉ニーズに応えられる実践力の高い職員の育成をねらいとして、法人、施設・事業所で研修を行う他、外部の研修にも計画的に参加しました。また、自己研鑽は専門職の責務として、業務に関係のある資格の取得に向けた職員の自主的な取り組みを奨励しました。

意向調査や職員面接等の機会を活用して、職員の希望を把握し人材の定着をさらに進めるとともに、職員自身が目標を持ってキャリアを積み上げていけるよう支援しています。

主な資格取得名

・防火管理者 ・応急手当普及員

(2) 研修

職員の実践力を向上させ、施設・事業所利用者の権利を守って、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えること、その結果として法人および施設・事業所の存在価値を高める目的で各種研修を実施しました。

1) プリセプター制度

プリセプター制度を社会福祉施設に求められていることと実状を踏まえて再編し、新人職員のリアリティショックを緩和し、実践能力の獲得を支援する教育方法として施設・事業所で実施しました。

2) 階層別研修

施設内研修では同じ研修を複数回開催する等、研修機会の確保に努めました。その他、法人(研修企画部)主催の研修や外部研修については、リモート活用やオンデマンド配信も活用し自己研鑽に務めました。

主な施設内研修参加状況

4 月 法人理念・基本方針、事業計画・BCP

5 月 個別支援計画

6 月 食中毒防止について

7 月 生活保護費について

8 月 虐待防止について

9 月 利用者対応について

11 月 感染症について

11 月 応急手当 (1 月、2 月)

12 月 リスクマネジメントについて

1 月 他法との関連性について

2 月 苦情受付について

3 月 地域公益活動について

3 月 VR 認知症体験

随時 新任職員研修、調理勉強会

主な施設内訓練参加状況

5 月 防護服着脱訓練

2 月 感染症ゾーニング訓練

外部研修参加状況 ※WEB 参加含む

・サービスマナーセミナー

・地域生活移行支援研修会

・食中毒予防講習会

・応急手当普及員講習会

・給食研究合同講演会

・心理アセスメント研修会

・権利擁護虐待防止研修会

・大阪DWAT全体研修会

・成人施設部会全体研修

- ・精神障がい者支援実践講座
- ・近畿救護施設研究協議会
- ・全国救護施設研究協議大会

(3) 諸会議

【施設内の会議・委員会】

1) 職員会議（月1回）

施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等について積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を行いました。職員会議は施設運営上の基幹となる会議として、実質的な内容を伴い開催しました。

2) 主担会議（月1回）

各部署の主担・副担を中心として集まり、各部署間の連携を強化。問題解決に努めました。

3) サービス改善検討会議（月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議を行います。

4) 虐待防止委員会（月1回、随時）

人権意識の向上や虐待研修。万が一、虐待が発生した場合の対策検討を行いました。尚、今年度の虐待と思われる案件はありませんでした。

5) リスクマネジメント委員会（月1回、随時）

ヒヤリハットや事故報告等の分析と対応。事故防止に関する研修を行いました。

6) 苦情解決委員会（月1回、随時）

苦情に対する検討や、利用者の意見に対する検討を行いました。

7) 防災会議（月1回）

防災訓練の避難状況の把握や講評を行いました。

また、利用者の生活の安全確保のために、BCPの見直しや、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議を行いました。

8) 食事サービス会議（毎月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調理員と支援員のサービス調整を行いました。また、施設内における食中毒の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行いました。

9) 調理勉強会（随時）

調理員全体の技術向上、食中毒防止等を目的に課題を設定し、調理技術やスキルアップ向上を図りました。

10) 作業会議（月1回、随時）

作業訓練に関する意見交換。利用者の還付金支給のランクに関わる等の調整を行い、作業訓練の充実を図りました。

11) 居宅通所会議（月1回）

居宅訓練、通所事業に関する意見交換。利用者の選定等の調整を行いました。

12) 感染症・食中毒対策委員会（月1回、随時）

新型コロナウイルスを含む、感染症予防や食中毒防止に関する意見交換を行いました。また、指針の整備や見直しを行い、感染症対策の研修や、まん延予防の訓練に取り組みました。

13) 医療連携会議（随時）

医療サービスに関する意見交換を行い、より良い支援が行えるように調整を行い、医療知識の向上を目指した研修を行いました。

14) 個別支援策定会議【カンファレンス】（随時）

利用者の意向をアセスメント及びモニタリングにて整理し、個別支援計画策定会議を開催し多職種を交えた会議で議論を重ね自立に向けた支援計画の作成を行いました。

15) マニュアル検討委員会（随時）

法人マニュアルに沿った形での施設でのマニュアルの更新や管理を行いました。

16) 第三者評価対策委員会（随時）

第三者評価受審へ向け自己評価を行うと共に、各種委員会等と連携を取り、環境整備に取り組みました。

17) ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングを実施。日常に起こるサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図りました。

【法人・事業部が主催する会議・委員会】

18) 法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討するため出席しています。

19) 事業部長会議（随時）

法人本部、生活福祉事業部、介護保険事業部、研修企画部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行われる会議に出席しています。

20) 生活福祉事業部会議（毎月 1 回）

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため出席しています。

21) 研修企画部会議（随時）

法人内の研修の効率化及び職員育成に向けて、検討を行い職員の資質向上を円滑に遂行していくために行われる会議に出席しています。

22) 法人内主任会議（隔月）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するために出席しています。

24) 法人内栄養士会議（随時）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行うため出席しています。

（4）福利厚生

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めました。

- ・有給休暇の取得率向上
- ・共済会事業等の活用

令和7年度 りんくうみなと 利用状況

1. 入退所状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
繰越人員	男性	99	99	103	108	110	109	104	109	107	109	108	109	1,274
	女性	49	45	46	46	47	46	42	43	42	40	42	44	532
入所者数	男性	3	7	6	5	2	2	6	4	3	2	3	3	46
	女性	0	1	0	3	0	0	2	2	0	2	2	1	13
退所者数	男性	4	2	1	3	3	7	1	6	1	3	2	4	37
	女性	4	0	0	2	1	4	1	3	2	0	0	0	17
延人員	男性	2,970	3,112	3,145	3,379	3,403	3,233	3,287	3,237	3,361	3,378	3,020	3,329	38,854
	女性	1,422	1,398	1,380	1,465	1,454	1,325	1,334	1,285	1,289	1,259	1,198	1,370	16,179

2. 入所理由別状況

		疾病(精神)	疾病(一般)	生活困窮	失 業	住居喪失	その他	計
人員	男性	37	7	38	1	18	7	108
	女性	17	2	11	0	13	2	45

3. 退所理由別状況

		入院 (精神)	入院 (一般)	転寮 (老人)	転寮 (その他)	住居 安定	就職	希望 退所	無断 退所	死亡 (寮内)	死亡 (入院)	帰郷 帰宅	その 他	計
人員	男性	3	2	4	1	9	2	7	2	0	4	0	3	37
	女性	6	1	0	2	3	0	3	0	0	0	0	2	17

令和 7 年度 生活困窮者就労訓練事業 事業報告書
(生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 当年度事業計画関係

生活困窮者自立支援法に基づいた、令和 7 年度事業計画に沿い、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けた訓練計画を作成し実施しました。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をすると必要であると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象としました。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように下記の内容の支援を行いました。

- 1) 就労支援プログラムを策定する。
- 2) 対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- 3) 自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- 4) 以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者は、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定し、対象者の中には、求められた時間内に作業に就くことができない者が含まれていることから、これらの方には個々の適性に応じて、既存の作業工程を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に合わせた内容の作業を予定していました

- 1) 訓練内容 館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換
配膳補助、農園作業など
- 2) 定員 6 名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施しました。

1) 雇用型

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当

該期間について実施するシステムを用意していましたが、今年度は対象者がいませんでした。

2) 非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施するシステムを用意し1名の方が就労訓練に参加されました。

令和7年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業報告書

社会福祉法人みなと寮

1. 当年度事業計画関係

生活保護法及び当法人の理念と基本方針、当施設の令和7年度事業計画に沿い、社会福祉法人に求められる公益的活動として地域の要援護者に対する相談支援事業を実施しました。当施設は、当事業の対象となる方が比較的少ない地域にはありますが、個別の相談支援にあたっては、当施設の機能を活用した支援に留まらず、関係機関との連携を強化し、対象者に求められる支援につなぐことも行いました。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業の実施にあたり、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）6名（内、1名マイスター認定あり。全員が施設職員との兼任）を配置しました。総合相談活動においては、来談者の相談および支援に相応できるよう職員体制を工夫して臨みました。

今期の活動は、ありませんでした。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

今年度の経済的援助の件数は0件でした。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談援助技術の向上を目的に、下記の研修会に参加を行いました。

- ・大阪しあわせネットワーク窓口担当者会議